

枝幸町立学校における働き方改革行動計画

平成30年6月

枝幸町教育委員会

はじめに

現在、学校には学習指導要領のねらいや社会からの要請により、児童生徒に対する指導の一層の充実が期待されております。

そのためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することにより、学校教育の質を高めることのできる環境の構築が必要となります。

しかし、平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた「働き方改革」の必要性が問われています。

ついでには、北海道教育委員会において策定された、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、『枝幸町立学校における働き方改革行動計画』を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1. 行動計画の性格

- ・ 町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が本計画を策定し、学校の取り組みを促すものです。
- ・ 本計画については、今後の国の動向や、学校における取組状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行ってまいります。

2. 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教職員が業務の質を向上させるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることにより、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといった、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行します。
- ・ 学校における働き方改革は、学校はもとより、国、地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者が、それぞれの立場で学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3. 教育委員会の役割

- ・ 教育委員会は、枝幸町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応

じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を進めるための支援を行う。

- ・教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、管理、指導助言に努めるものとする。

4. 学校の役割

- ・学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとする。

5. 行動計画の期間

- ・平成30年度から平成32年度の3年間とする。

6. 行動計画が目指す目標

- ・本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を目指す。

- ① 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を、全町立学校でゼロにする。
- ② 部活休養日（年間73日）を全ての部活動で設定する。
 - ・毎週1日以上は部活動休養日を実施すること。（年間52日以上）
 - ・月に1日以上は土曜日、日曜日又は祝日に部活動休養日を実施すること。（年間12日以上）
 - ・学校閉庁日は部活動休養日とすること。（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）
- ③ 変形労働時間制を必要に応じ全町立学校で活用する。
- ④ 定時退勤日を全町立学校で月2回以上設定する。
- ⑤ 学校閉庁日を全町立学校で年9日以上設定する。

7. 推進体制

- ・教育長を座長として、教育次長、参事、学校教育 G、社会教育 G、教育関係者で構成する働き方改革推進チームを設置する。

8. 取組の検証

- ・教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果のほか、推進チームで検証した結果等を基に取組の進捗状況を把握し、改善に努めるものとする。

9. 具体的な取組内容

- ・教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

1. 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置
各学校の課題に応じて教育相談員、スクールカウンセラー、パートナーティーチャー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を行うとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を踏まえ、外部講師の掘り起しや育成に努める。
- 校務支援システムの利活用の促進
教育委員会及び学校長は、校務支援システムの利用促進に取り組み、校務に要する時間及び会議時間等の縮減に努める。
- 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり
地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかなどのビジョンを明確にし、学校を中心に、家庭と地域とが一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」に向け、コミュニティスクールの導入について検討を進める。

2. 部活動に係る負担の軽減

- 部活動の休養日等の設定
生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止や心身のリフレッシュを図るため、部活動の休養日等を次のとおり実施する。
 - ① 休 養 日
 - ・毎週1日以上は休養日を設定すること。(年間52日以上)
 - ・月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を設定すること。(年間12日以上)
 - ・学校閉庁日については、部活動についても休養日とす

ること。(年間9日以上：夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日)

※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、別日に設定。

- ② 活動期間
 - ・学期中については、5月から7月までは18時30分までとし、それ以外の期間については18時までの活動を原則とする。
 - ・休業日(土曜日・日曜日・祝日を含む)は半日とする。
ただし、大会等への出場や練習試合、中体連等が主催する大会の前日から起算しておおむね1ヶ月以内の期間の場合はこの限りではない。
- ③ 特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置を基本とする。

3. 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

■ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。

■ 人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- ① 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- ② 人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

■ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり設定する。

- ① 夏季休業期間 8月13日から8月15日まで
- ② 冬季休業期間 12月29日から1月 3日まで

なお、服務上の取扱い等については次のとおりとする。

- ア. 年末年始の休暇を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。
- イ. ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない教職員に取得を強制することがないよう留意すること。
- ウ. 年次有給休暇等の希望をしない教職員が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、管理職員の負担軽減に努めること。

■ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が示されていることから、服務監督権者である教育委員会は、具体的な方法を検討し、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの早期構築に努めることとする。

■ 保護者や地域住民への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けることとする。

4. 教育委員会による学校サポート体制の充実

■ 調査業務等の見直し

教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえ、精査、見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう引き続き取り組んでいく。

■ 年間計画等の簡素化及び作成に関する支援

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により作成が求められる休養日・学校閉庁日等を盛り込んだ年度及び月間計画が、各学校において効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成や、表計算ソフト等の活用により、休養日や学校閉庁日、長期休業期間への反映が自動的に行われるファイルを作成し、学校へ配付するなどの支援を行う。

■ 勤務時間に関する制度の有効活用

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更等、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

■ メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や健康相談体制の早期確立に努める。

■ 学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する取組事例等を参考に、学校行事の精選や見直しの推進を図る。